

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月8日認可した。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）江藤西股地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）一ノ谷池本樋地区